

# 日立市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年2月改定

日立市

## 目次

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....	- 1 -
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....	- 1 -
第2節 行動計画の作成と感染症危機対応 .....	- 2 -
第3節 行動計画改定の目的.....	- 4 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....	- 5 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 5 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	- 6 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ .....	- 9 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 .....	- 12 -
第5節 対策推進のための役割分担 .....	- 16 -
第6節 市行動計画における対策項目等 .....	- 19 -
第7節 市行動計画の実行性を確保するための取組等 .....	- 23 -
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....	- 25 -
第1節 実施体制 .....	- 25 -
第1 準備期.....	- 25 -

第2	初動期.....	- 27 -
第3	対応期.....	- 29 -
第2節	情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	- 31 -
第1	準備期.....	- 31 -
第2	初動期.....	- 33 -
第3	対応期.....	- 34 -
第3節	まん延防止 .....	- 35 -
第1	準備期.....	- 35 -
第2	初動期.....	- 36 -
第3	対応期.....	- 37 -
第4節	ワクチン .....	- 38 -
第1	準備期.....	- 38 -
第2	初動期.....	- 42 -
第3	対応期.....	- 45 -
第5節	保健.....	- 49 -
第1	準備期.....	- 49 -
第2	初動期.....	- 49 -
第3	対応期.....	- 50 -
第6節	物資.....	- 51 -
第1	準備期.....	- 51 -
第2	初動期.....	- 51 -

第3 対応期.....	- 52 -
第7節 市民生活及び地域経済の安定の確保.....	- 53 -
第1 準備期.....	- 53 -
第2 初動期.....	- 54 -
第3 対応期.....	- 54 -
用語の説明 .....	- 57 -
各課担当項目等 .....	- 61 -



# 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

## 第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

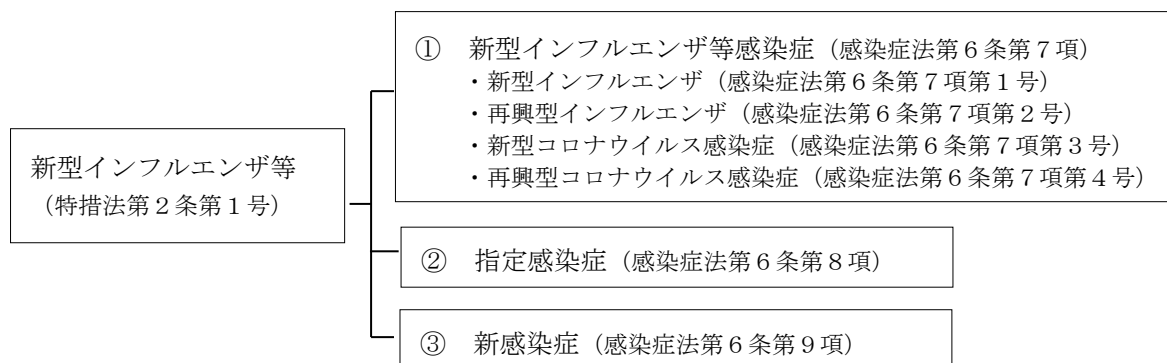
また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）



## 第2節 行動計画の作成と感染症危機対応

### (1) 行動計画の作成

国では、特措法が制定される以前からも、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでおり、平成17年(2005年)には、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成され、茨城県においても同年12月「茨城県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しており、以来、数次の部分的な改定を行っている。

平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国は、平成23年(2011年)に新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、あわせて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年(2012年)5月に、特措法が制定された。

政府は、平成25年(2013年)には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年(2013年)2月7日)を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を作成した。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等が示されるとともに、都道府県が都道府県行動計画を、市町村が市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

茨城県においては、特措法第7条に基づき、政府行動計画で定められた事項を踏まえ、従前の「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、平成26年(2014年)2月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)」を策定した。これらを踏まえ、本市においても、特措法第8条に規定される市町村行動計画として、平成26年(2014年)8月に「日立市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)」を策定した。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとされており、茨城県及び本市においても、政府行動計画の変更等に準じて、数次の部分的な改定を行ってきた。

## (2) 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年（2020年）1月には国内でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年（2023年）5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、地域経済や社会生活を始めとする市民の生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、本市の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものである。

## 第3節 行動計画改定の目的

### (1) 政府行動計画改定の目的

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。

令和5年(2023年)9月から新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、令和6年(2024年)7月に政府行動計画が全面改定された。

### (2) 茨城県行動計画の改定

茨城県は、政府行動計画の全面改定を受け、令和7年(2025年)3月に従前の「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定した。

### (3) 日立市行動計画の改定

本市は、県行動計画の全面改定を受け、従前の「日立市新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面改定する。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民の生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、市行動計画においては、科学的知見や本市の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、国や茨城県と連携を保ちながら、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民の生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（**準備期**）では、ワクチンの供給体制の整備、市民に対する啓発や行政・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（**初動期**）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（**対応期**）では、茨城県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策について協力し、必要に応じ市民へ周知徹底する。

- なお、国内外の発生当初の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（**対応期**）では、市は、国、茨城県、事業者等と相互に連携して、ワクチンの接種体制の構築、医療提供体制の確保や市民の生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、茨城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（**対応期**）では、茨城県が行う科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、茨城県が行う不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、茨城県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

市行動計画は、市としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり、対応マニュアル等を元に具体的な対策を講じていくものとする。

## 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては「第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

### (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

## ア 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

## イ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

## ウ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

## エ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

## オ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期のウ「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期のエ「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期のオ「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすい者が特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なるため、準備や介入の在り方も変化することに留意し対策を定める。

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法、その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市町村行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### （1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに、市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### エ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

#### オ DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と茨城県、市の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と県、市との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

## (2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民の生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民の生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を行う。

### ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

### イ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

### ウ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

### エ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に国や茨城県が、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### (3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするよう努める。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等（例：病院・診療所、薬局その他で新型インフルエンザ等患者等に頻繁に接する機会のある医師、看護師、薬剤師その他の者等）の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組むこととする。

### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等の感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、必ずしもこれらの措置が講じられるものではないことに留意する。

### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

日立市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、必要に応じ県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、研修や訓練への参加や実施など、有事に備えた準備を行う。

また、社会福祉施設等は高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用しており、感染により重症化等のリスクが高くなることも懸念されるため、有事には、病原体の性

状等も踏まえ、医療機関に準じて感染対策を講ずる。

#### **(7) 感染症危機下の災害対応**

感染症危機下の災害対応について想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、茨城県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、市は、茨城県及び保健所と連携し避難所等における衛生環境を維持するために、必要に応じて、日本環境感染学会等と連携し、適切かつ迅速な防疫活動、保護活動等を実施する。また、感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### **(8) 記録の作成や保存**

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

## 第5節 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

なお、特措法第2条に定める指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【茨城県】

茨城県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、

医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、茨城県、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される茨城県感染症対策連携協議会等を通じ、茨城県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）や茨城県保健医療計画（以下「県医療計画」という。）等について協議を行うことが重要である。

また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

## 【日立市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の高齢者、障害者等の要配慮者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

また、自宅療養者等に対する健康観察や生活支援等の療養環境の整備等、茨城県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図るものとし、対策の実施に当たっては、茨城県や近隣の市町村、医療機関、日立市医師会（以下「市医師会」という。）等関係機関と緊密な連携を図る。

## （3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会や関係機関等（以下「連携協議会等」という。）を活用した地域における連携を進めることが重要である。

加えて、地域における院内感染対策のネットワークの構築と医療機関相互に支援する体制の構築が重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、各医療機関は、当該感染症の特性を踏まえ、特定機能病院、感染症指定医療機関等それぞれの役割を担い、協定指定医療機関は医療措置協定に基づき、茨城県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう努める。

#### **(4) 指定（地方）公共機関の役割**

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### **(5) 登録事業者**

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者（医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品の製造・販売事業者、運送事業者等）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### **(6) 一般の事業者**

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### **(7) 市民**

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人が行う基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、各個人においてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努め、発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための各個人が対策を実施するよう努める。

## 第6節 市行動計画における対策項目等

### (1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

特措法（第8条）に基づき、以下の主要7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

### (2) 対策項目の概要

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### ① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民の生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。市は、国及び茨城県、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。なお、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、本市の災害発生時における組織体制を準用し、庁内の連携を確保し、全庁的な対応・対策のための必要な措置を講ずる。

#### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握し

ている科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、国、茨城県、市、医療機関、事業者、市民等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

### ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民の生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずること、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、茨城県は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行うこととなる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。市は、茨城県の方針を踏まえ、必要に応じて適宜協力し、地域でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応を図る。

### ④ ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は、国及び茨城県と連携の上、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

【特定接種の対象者及び条件】

対象者	条 件
登録事業者	「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者（登録対象者）
国家公務員及び地方公務員	①新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者 ②新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者 ③民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

なお、特定接種に関する接種対象者の範囲や接種順位等については、政府対策本部において総合的に判断し、決定することとしている。

イ 住民接種

特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種をいう。

【住民接種対象者の分類】

分類	対象者	備考
a	医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
	(a) 基礎疾患を有する者	基礎疾患により入院中又は通院中の者
	(b) 妊婦	
b	小児	1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
c	成人・若年者	
d	高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

なお、住民接種の接種対象者については、国は上記の 4 群に分類することを基本とし、接種順位については、この分類に基づき政府対策本部が決定することになる。

## ⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。また、茨城県の要請に応じて、必要時健康観察及び生活支援を行うことに協力する。

## ⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、平時から感染症対策物資等の備蓄等を推進するように努める。

## ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民の生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、国及び茨城県と連携の上、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する必要がある。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行うことが求められる。

なお、新形インフルエンザ等の発生時には、市は、国及び茨城県と連携の上、市民の生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めることが重要である。

## 第7節 市行動計画の実行性を確保するための取組等

### (1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

市民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

### (3) 関係機関における実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、国及び茨城県と連携の上、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う必要がある。

### (4) 政府行動計画の見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、政府行動計画やガイドライン等の関連文書について、必要な見直しが行われるので、市は、国及び茨城県の状況を注視して対応を行う必要がある。

#### **(5) 県行動計画や市行動計画等**

政府行動計画においては「定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、県予防計画や県医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに本政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする」とされている。

今後、政府行動計画の改定を踏まえて、市は、茨城県と連携の上、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、本市においても行動計画の見直しを行う。

#### **(6) 指定（地方）公共機関業務計画**

指定（地方）公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う必要がある。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1節 実施体制

#### 第1 準備期

##### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係者一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### 2 所要の対応

###### (1) 実践的な訓練の実施

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報交換や連携体制の確認、訓練等を実施する。(健康づくり推進課、関係機関)

###### (2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市行動計画を作成・変更する。なお、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康づくり推進課、関係機関)

イ 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。(健康づくり推進課、防災対策課)

ウ 特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を日立市新型インフルエンザ等対策本部条例(以下「条例」という。)で定める。(健康づくり推進課)

エ 国、茨城県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報交換や連携体制の確認、訓練等を実施する。(健康づくり推進課)

オ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。(健康づくり推進課)

###### (3) 国及び茨城県等との連携の強化

ア 国、茨城県、市及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(健康

づくり推進課、茨城県、関係機関)

イ 国、茨城県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（健康づくり推進課、茨城県、関係機関）

## 第2 初動期

---

### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2 所要の対応

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国及び茨城県の動向を注視して各種対策の検討を進める。（健康づくり推進課、関係課所）

#### (2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 日立市災害対策本部の組織を準用し、設置基準に応じて、市対策本部、日立市新型インフルエンザ等警戒体制本部（以下「市警戒体制本部」という。）、日立市新型インフルエンザ等情報連絡会議（以下「市情報連絡会議」という。）を設置し、庁内各部署の連携を確保しながら、一体となった取組を推進する。（市対策本部）

イ 国内で感染者が発生した場合には、必要に応じて市情報連絡会議を開催し、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、本市の初動対処方針について協議・決定する。（健康づくり推進課）

ウ 国が政府対策本部を設置した場合や茨城県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、市警戒対策本部を設置し、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（市対策本部、健康づくり推進課）

エ なお、政府が茨城県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、特措法及び条例に基づき速やかに市対策本部を設置し、全庁的な対応及び対策のための必要な措置を講じる。（市対策本部、健康づくり推進課、関係課所）

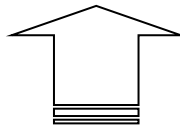
#### (3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて予備費を活用するなど、所要の準備を行う。（健康づくり推進課、財政課）

日上市新型インフルエンザ等対策本部等の設置基準

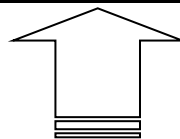
1 日上市新型インフルエンザ等対策本部（19名）

本部長	市長		
副本部長	両副市長		
本部員	公営企業管理者 市長公室長 市民生活環境部長 産業経済部長 教育部長 監査委員事務局長 (その他本部長が必要と認めた者)	監査委員 総務部長 保健福祉部長 上下水道部長 議会事務局長 共創プロジェクト推進本部長	教育長 都市建設部長 消防長 会計管理者
設置基準	国が緊急事態宣言を行った場合、かつ、本部長が必要と認めた場合		



2 日上市新型インフルエンザ等警戒体制本部（15名）

本部長	保健福祉部を所管する副市長		
副本部長	他の副市長・保健福祉部長		
本部員	市長公室長 市民生活環境部長 上下水道部長 議会事務局長 監査委員事務局長 (その他本部長が必要と認めた者)	総務部長 都市建設部長 消防長 会計管理者 共創プロジェクト推進本部長	産業経済部長 教育部長
設置基準	国・県対策本部が設置された場合や感染の状況等により、本部長が必要と認めた場合		



3 日上市新型インフルエンザ等情報連絡会議（11名）

本部長	保健福祉部長		
副本部長	健康づくり推進課長		
本部員	広報戦略課長 商工振興課長 教育委員会総務課長 (その他本部長が必要と認めた者)	人事課長 消防本部総務課長 学務課長	子ども施設課長 警防課長 地域医療対策課長
設置基準	国内で感染者が発生する等感染の状況等により、本部長が必要と認めた場合		

## 第3 対応期

### 1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市は国及び茨城県と連携の上、関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民の生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### 2 所要の対応

#### (1) 基本となる実施体制の在り方

##### ア 体制の強化・継続

(ア) 市対策本部設置後においては、国、茨城県等から速やかに情報収集を行い、国の基本的対処方針及び茨城県の対策等を踏まえ、今後の対策を決定し、実施体制を強化・継続していく。(市対策本部)

(イ) また、市内の医療体制の確保や市民への予防接種の実施に当たり、市医師会等関係機関や医療機関と連絡調整を密にし、連携を図る。(健康づくり推進課、関係機関)

(ウ) なお、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要がある場合には、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(市対策本部)

##### イ 応援の要請

(ア) 新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、茨城県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(健康づくり推進課、関係課所、茨城県)

(イ) また、市に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要がある場合には、他の市町村又は茨城県に対して応援を求める。(健康づくり推進課、関係課所、茨城県)

##### ウ 必要な財政上の措置

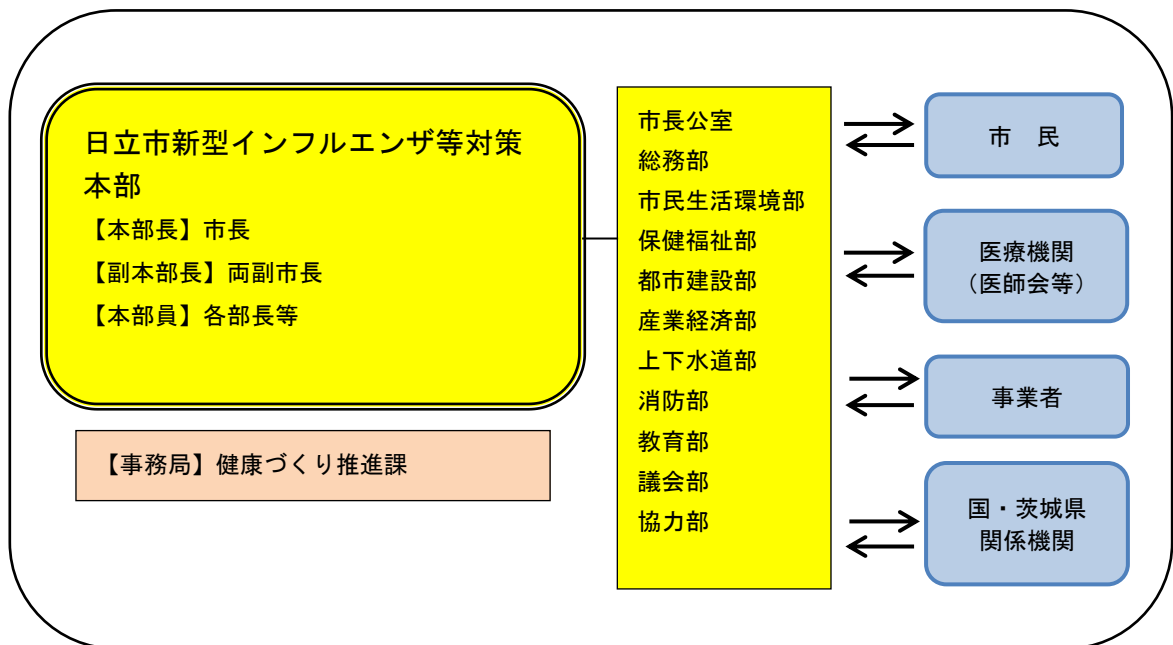
国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて予備費を活用するなど、必要な対策を実施する。(健康づくり推進課、財政課)

(2) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされた場合には、遅滞なく市対策本部を廃止する。

（市対策本部）

日立市新型インフルエンザ等対策実施体制



## 第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1 準備期

#### 1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から感染症対策等について必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高め、情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る必要がある。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

#### 2 所要の対応

##### (1) 情報提供・共有について

情報提供・共有、リスクコミュニケーションについて、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の自治体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、市公式PRキャラクター等を活用し、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行うこととする。具体的には、各種広報媒体（市ホームページ、市報、コミュニティFM、SNS等）を活用し、情報提供を行う。（健康づくり推進課、広報戦略課）

##### (2) 茨城県との間における情報提供・共有について

市民に対するきめ細かい周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して茨城県から協力を求められた場合には、患者等に生活支援を行う。そのため、市は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など茨城県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるので、当該情報連携について茨城県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておく。なお、国、茨城県等の関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策に

関する情報をリアルタイムかつ双方向で情報共有を行う。（健康づくり推進課、茨城県）

### (3) 双方向のコミュニケーションの実施

新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に速やかに応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。（健康づくり推進課）

## 第2 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 2 所要の対応

#### (1) 情報提供・共有について

国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の自治体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

具体的には、各種広報媒体（市ホームページ、市報、コミュニティFM、SNS、防災行政無線、防災ポータルサイト等）を活用し、市民に対して新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等を迅速に分かりやすく情報提供し、注意喚起を行う。（健康づくり推進課、広報戦略課、防災対策課）

#### (2) 茨城県との間における情報提供・共有について

市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、国、茨城県、関係機関等と、新型インフルエンザ等の対策に関する情報をリアルタイムかつ双方向の情報提供・共有を行う。（健康づくり推進課、茨城県）

#### (3) 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。（健康づくり推進課）

## 第3 対応期

### 1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人が行う基本的な感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

### 2 所要の対応

#### (1) 情報提供・共有について

引き続き、体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

具体的には、各種広報媒体（市ホームページ、市報、コミュニティFM、SNS、防災行政無線、防災ポータルサイト等）を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を市民に対し、詳細に分かりやすく、出来る限りリアルタイムで情報提供する。（健康づくり推進課、広報戦略課、防災対策課）

#### (2) 茨城県との間における情報提供・共有について

市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、引き続き、国、茨城県、関係機関等と、新型インフルエンザ等の対策に関する情報を継続して、リアルタイムかつ双方向の情報提供・共有を行う。（健康づくり推進課、茨城県）

#### (3) 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（健康づくり推進課）

## 第3節 まん延防止

### 第1 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進を図る。

#### 2 所要の対応

##### (1) まん延防止対策への理解や準備の促進

ア 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには、市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。（健康づくり推進課）

イ また、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。さらに、自らの感染が疑われる場合は、茨城県が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（健康づくり推進課、学務課、子ども施設課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、茨城県）

ウ 市内の学校、保育園等、社会福祉施設等で、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等を勧奨するとともに、施設に手指消毒液を設置する等基本的な感染症対策を促す。（学務課、子ども施設課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課）

エ 新型インフルエンザ等緊急事態において、茨城県が要請する不要不急の外出の自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場等事業者におけるまん延防止対策及び、茨城県が行う施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（健康づくり推進課、関係課所）

## 第2 初動期

---

### 1 目的

国や茨城県からの情報を収集し、地域でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### 2 所要の対応

#### (1) 業務の継続

国からの要請を受けて、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。(防災対策課、関係課所)

#### (2) 地域での感染拡大防止策

ア 国及び茨城県と相互に連携し、市民、事業者、社会福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を実施するよう促す。また、事業所に対し、感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康づくり推進課、商工振興課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課)

イ 国の基本的対処方針に基づき、学校、保育園等の臨時休業(学級・学年閉鎖、休校等)の基本的な考え方を提示する。(健康づくり推進課、学務課、子ども施設課)

ウ 不特定多数の市民が訪れる市の施設(本庁舎、各支所等)に手指消毒液を設置するなど、感染予防策を徹底する。(健康づくり推進課、総務課、市民課、関係課所)

## 第3 対応期

---

### 1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するよう努める。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮し、その影響の軽減を図る対策を行う。

### 2 所要の対応

#### (1) 地域での感染拡大防止策

ア 引き続き、国及び茨城県と相互に連携し、市民、事業者、社会福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策の実施を強化するよう促す。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（健康づくり推進課、商工振興課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課）

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（商工振興課、障害福祉課、介護保険課）

ウ 国の基本的対処方針に基づき、学校、保育園等の臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）を適切に行う。（健康づくり推進課、学務課、子ども施設課）

エ 市のイベントや主催行事等、多数の者が集まる事業については、感染拡大の機会を減らすため中止する。（関係課所）

オ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。（健康づくり推進課、地域医療対策課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、関係機関）

#### (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、茨城県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 茨城県が、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないこと（不要不急の外出自粛）や、基本的な感染対策の徹底を要請する場合は、市民、事業者等へ迅速に周知徹底を図る。（健康づくり推進課、商工振興課）

イ 茨城県が、学校、保育園、社会福祉施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請等を行う場合は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。（健康づくり推進課、学務課、子ども施設課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、関係機関）

## 第4節 ワクチン

### 第1 準備期

#### 1 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び茨城県の協力を得ながら、医療機関や事業者等とともに、接種体制の構築等に必要な準備を行う。

#### 2 所要の対応

##### (1) ワクチンの接種に必要な資材

平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康づくり推進課)

##### (2) ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、市内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(健康づくり推進課)

##### (3) 接種体制の構築

###### ア 接種体制

市医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関)

###### イ 特定接種

(ア) 国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に必要に応じて協力する。特に登録事業者のうち市民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。(健康づくり推進課)

(イ) 国の要請を受け、特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策を実施する市職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康づくり推進課、人事課、関係機関)

(ウ) 特定接種の対象となり得る市職員については、対象者を把握し、国の求めに応じ、人数を報告する。(健康づくり推進課、人事課)

## ウ 住民接種

平時から以下、(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 国及び茨城県の協力を得ながら、予防接種法第6条第3項の規定に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するため集団接種及び個別接種の体制構築を図る。

a 住民接種については、国及び茨城県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、接種に必要な資源等を明確にした上で、市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。(健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関)

- i 接種対象者数（別表「接種対象者の試算方法の考え方」）
- ii 市役所の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、体育館や学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、茨城県及び近隣市町村間や、市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定

別表 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B+C+D+E1+E2+F+G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

b また、医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、茨城県と連携し、接種体制を検討するよう努める。(健康づくり推進課、地域医療対策課、高

齢福祉課、障害福祉課、介護保険課)

- c 医療従事者の確保については、接種方法（集団接種・個別接種）等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市医師会等の協力を得てその確保を図るよう務め、個別接種、集団接種いずれの場合も、市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。（健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関）
- d 接種場所の確保については、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については、直接運営するほか、市医師会等と委託契約を締結し、市医師会等が運営を行うことも可能にするよう努める。（健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関）

- (イ) 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外での接種を可能にするよう努める。（健康づくり推進課）
- (ウ) 国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに住民接種をすることができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（健康づくり推進課、広報戦略課、学務課、関係機関）

## エ 情報提供・共有

- (ア) 市民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、定期的な予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。（健康づくり推進課、広報戦略課）

- (イ) 茨城県との連携

定期的な予防接種の実施主体として、茨城県と連携し、市医師会等の関係団体の協力連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。（健康づくり推進課、広報戦略課、関係機関）

(ウ) 衛生部局以外の分野との連携

市衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。（健康づくり推進課、商工振興課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、学務課）

オ DXの推進

(ア) 予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化を実現できるよう、国が示す標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（健康づくり推進課、デジタル推進課）

(イ) また、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで接種勧奨を行う場合にシステムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（健康づくり推進課）

## 第2 初動期

---

### 1 目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

### 2 所要の対応

#### (1) ワクチンの接種に必要な資材

接種に必要と判断し準備した資材について、適切に確保するよう努める。(健康づくり推進課)

#### (2) 接種体制の構築

##### ア 特定接種

市医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関)

##### イ 住民接種

(ア) 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、健康管理システム等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康づくり推進課)

(イ) 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(人事課、全庁)

(ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。また、予防接種の円滑な推進を図るためにも、調整を要する施設等及びその被接種者数を担当部局間で調整及び茨城県と連携し行うこととする。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討するよう努める。(健康づくり推進課、生活支援課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課)

(エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得てその確保を図る。(健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関)

- (オ) また、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するよう努め、必要に応じ、体育館、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、茨城県が設置する大規模接種会場の接種状況を確認する。（健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関）
- (カ) 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、茨城県の介護保険部局等や市医師会等の関係機関と連携し、接種体制を構築する。（健康づくり推進課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、関係機関）
- (キ) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化を実現できるよう、必要な設備の整備等の手配を行う。（健康づくり推進課、デジタル推進課）
- (ク) また、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。その際には、接種方法や会場の数、開設時間枠等、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。  
 なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。（健康づくり推進課）
- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品を準備する。薬剤購入等にあたっては、あらかじめ市医師会等と協議の上、物品等の準備を行うとともに、適切な管理を行う。  
 また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者の役割を確認するとともに、茨城県、茨城県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療

機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。（健康づくり推進課、地域医療対策課、警防課、茨城県、関係機関）

- (ロ) アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として市が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市医師会等から一定程度持参してもらおう等、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。（健康づくり推進課、地域医療対策課）
- (ハ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講ずる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談を行う。（健康づくり推進課）
- (ニ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（健康づくり推進課）

## 第3 対応期

### 1 目的

接種に当たり、ワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるように努める。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。さらに、関係者間で随時の見直しを適切に行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### 2 所要の対応

#### (1) ワクチンや必要な資材の供給

ア 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、茨城県が実施する感染症サーベイランスを踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康づくり推進課)

イ 国からの要請を受けて、ワクチンについて、本市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(健康づくり推進課)

ウ また、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、茨城県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う際に協力をする。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。(健康づくり推進課)

エ さらに、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、茨城県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う際に協力をを行う。(健康づくり推進課)

#### (2) 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### ア 特定接種

(ア) 国が、新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康づくり推進課、人事課、関係機関)

(イ) 特定接種に係る対応として、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康づくり推進課)

## イ 住民接種

### (7) 予防接種体制の構築

- a 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関)
- b 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(健康づくり推進課)
- c また、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。(健康づくり推進課)
- d 発熱の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知を図るとともに、接種会場においても掲示等により注意喚起を行い、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。(健康づくり推進課、広報戦略課)
- e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。(健康づくり推進課、地域医療対策課、関係機関)
- f 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市医師会等の関係機関と連携し、接種体制を確保する。(健康づくり推進課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、関係機関)

### (4) 接種に関する情報提供・共有

- a 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康づくり推進課)
- b 接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する準備をすすめる。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(健康づくり推進課)
- c 接種会場や接種開始日等について、接種対象者のスマートフォン等に電子的に通知するほか、市ホームページやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市報への掲載等、紙での周知を実施する。(健康づくり推進課、広報戦略課)

- (ウ) 接種に関する市民からの基本的な相談に応じ、住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には新型インフルエンザ等の流行に関すること、ワクチンに関すること等の情報が錯そうし混乱を招くこと等が予想される。そのため、次のような点に留意し、広報を行う。（健康づくり推進課、広報戦略課）
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

(エ) 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて体育館や学校等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種の関係機関と連携し、接種体制を確保することに努める。（健康づくり推進課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、関係機関）

(オ) 接種記録の管理

国、茨城県と連携しながら、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康づくり推進課）

## ウ 健康被害救済

- (ア) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。（健康づくり推進課）

- (イ) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。（健康づくり推進課）

- (ウ) 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康づくり推進課）

## エ 情報提供・共有

- (ア) 実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。（健康づくり推進課、広報戦略課）

- (イ) 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。（健康づくり推進課）

- (ウ) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知を行う。(健康づくり推進課)

## 第5節 保健

### 第1 準備期

---

#### 1 目的

茨城県と協力し、地域医療体制の整備の準備や感染症危機発生時に備えた医療の確保等の体制の準備等を図る。

#### 2 所要の対応

##### (1) 地域医療体制等の確認

- ア 茨城県と協力し、市内で患者が発生した場合の搬送体制、受入医療機関等を確認する。  
(健康づくり推進課、地域医療対策課、警防課、茨城県、関係機関)
- イ 茨城県が設置する相談センター等の設置状況を確認する。(健康づくり推進課、地域医療対策課、茨城県、関係機関)
- ウ 茨城県及び市医師会等関係機関と協力し、臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。(健康づくり推進課、地域医療対策課、茨城県、関係機関)

### 第2 初動期

---

#### 1 目的

茨城県と協力し、地域医療体制の整備や感染症危機発生時に備えた医療の確保等の体制の確保等を行う。

#### 2 所要の対応

##### (1) 地域医療体制等の確保

- ア 茨城県と協力し、新型インフルエンザ等患者に対する医療体制について確認し、患者の搬送体制を確保する。(健康づくり推進課、地域医療対策課、警防課、茨城県、関係機関)
- イ 茨城県が設置する相談センター等の設置状況を確認する。(健康づくり推進課、地域医療対策課、茨城県、関係機関)
- ウ 茨城県及び市医師会等関係機関と連携し、必要に応じて臨時的な医療施設の準備を整えることに協力する。(健康づくり推進課、地域医療対策課、茨城県、関係機関)

### 第3 対応期

---

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、茨城県と協力し、引き続き、地域医療体制の確保、健康観察及び生活支援等を行う。

#### 2 所要の対応

##### (1) 地域医療体制等の確保

ア 国及び茨城県の基本的対処方針を確認し、受診方法等についての情報をリアルタイムで収集する。(健康づくり推進課、地域医療対策課、茨城県、関係機関)

イ 茨城県及び市医師会と連携し、ピーク時に対応し、臨時的な医療施設での入院患者の受入を行うこと等に協力する。(健康づくり推進課、地域医療対策課、茨城県、関係機関)

##### (2) 健康観察及び生活支援

ア 必要に応じて、茨城県が実施する健康観察に協力する。(健康づくり推進課)

イ また、茨城県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、茨城県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は、パルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(健康づくり推進課)

## 第6節 物資

### 第1 準備期

---

#### 1 目的

茨城県と協力し、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 2 所要の対応

##### (1) 感染症対策物資等の備蓄

ア 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材（不織布マスク、手指消毒液等）の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康づくり推進課、防災対策課）

イ 消防機関は、国及び茨城県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。（健康づくり推進課、警防課）

### 第2 初動期

---

#### 1 目的

国と茨城県と連携して有事に必要な感染症対策物資等を確保するよう努める。

#### 2 所要の対応

##### (1) 个人防护具の配備

医療機関等や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具を配備する。（健康づくり推進課、警防課）

### 第3 対応期

---

#### 1 目的

国及び茨城県と連携して引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### 2 所要の対応

##### (1) 医薬品・医療資器材の確保

市内の状況を確認し、抗インフルエンザウイルス薬等医薬品・医療資器材が不足する場合、茨城県へ備蓄品の提供を要請する。（健康づくり推進課、茨城県、関係機関）

## 第7節 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 第1 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。また、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するよう努める。

#### 2 所要の対応

##### (1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係課所での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（健康づくり推進課、関係課所、関係機関）

##### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（健康づくり推進課、デジタル推進課）

##### (3) 物資及び資材の備蓄

ア 市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康づくり推進課）

イ 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（健康づくり推進課）

##### (4) 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、茨城県と連携し要配慮者の把握とともに、生活支援等のその具体的手続を決めておくよう努める。（健康づくり推進課、生活支援課、高齢福祉課、障害福祉課）

##### (5) 火葬体制の構築

火葬体制については、茨城県の体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。（環境推進課、市民課、健康づくり推進課）

## 第2 初動期

---

### 1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

### 2 所要の対応

#### (1) 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。（商工振興課）

#### (2) 遺体の火葬・安置

茨城県を通じての国からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（環境推進課）

## 第3 対応期

---

### 1 目的

準備期及び初動期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

### 2 所要の対応

#### (1) 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### ア 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を行うように図る。（健康づくり推進課、障害福祉課、福祉総務課）

##### イ 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（高齢福祉課、障害福祉課、生活支援課、健康づくり推進課）

##### ウ 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（健康づくり推進課、学務課）

## エ 生活関連物資等の価格の安定等

- (7) 茨城県等と連携し、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(女性若者支援課(消費生活センター))
- (4) また、茨城県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(女性若者支援課(消費生活センター))
- (5) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、国及び茨城県と適切な対応を行う。(女性若者支援課(消費生活センター))
- (6) 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な対応を行う。(女性若者支援課(消費生活センター))

## (2) 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

### ア 事業者に対する支援

事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な対応を、公平性にも留意し、効果的に行うよう努める。(商工振興課、関係課所)

### イ 市民の生活及び地域経済の安定に関する対応

- (7) 新型インフルエンザ等緊急事態においては、市行動計画及び企業局新型インフルエンザ対策に関する事業継続計画に基づき、上下水道サービスを安定的かつ適切に供給するための必要な対応を行う。(上下水道部総務課、関係課所)
- (4) その他、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた市民生活及び地域経済活動への影響に対し、国及び茨城県と連携し、必要に応じた対応を行う。(関係課所)

## (3) 埋葬・火葬の特例等

- ア 茨城県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。(環境推進課)

- イ また、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。さらに、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（環境推進課）
- ウ 茨城県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行うよう努める。（環境推進課）
- エ また、茨城県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（環境推進課）
- オ あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（環境推進課）
- カ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、茨城県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（環境推進課）
- キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（環境推進課）

## 用語の説明

用語	説明
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナウイルス感染症対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	政府行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
協定指定医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
業務計画	特措法第 9 条に基づき指定（地方）公共機関が作成する、新型インフルエンザ等対策に関する計画。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがある事態が発生したと認める時に、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

個人防護具等	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 なお、新型インフルエンザ等感染症には、新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザで国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの）、再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流することがなかったものが再興したもの）、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症が含まれる。 政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型インフルエンザ（A/H1N1）	平成21年（2009年）4月にメキシコで確認された世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザ。平成23年（2011年）3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとしての取扱いとなった。
新興感染症	かつては知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める事態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

EBPM	エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making) の略。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり (ロジック) を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス (根拠) を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
PDCA	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、令和5年(2023年)5月8日に5類感染症に位置付けられた。

## 各課担当項目等

### 第1節 実施体制

区分	対策項目	ページ	担当課
第1 準備期	2 (1) 実践的な訓練の実施	P25	健康づくり推進課
	2 (2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化	P25	健康づくり推進課 防災対策課
	2 (3) 国及び茨城県等との連携の強化	P25 ～P26	健康づくり推進課 茨城県
第2 初動期	2 (1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	P27	健康づくり推進課
	2 (2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	P27	市対策本部 健康づくり推進課
	2 (3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	P27	健康づくり推進課 財政課
第3 対応期	2 (1) 基本となる実施体制の在り方	P29	市対策本部 健康づくり推進課 財政課 茨城県
	2 (2) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制	P30	市対策本部

### 第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

区分	対策項目	ページ	担当課
第1 準備期	2 (1) 情報提供・共有について	P31	健康づくり推進課 広報戦略課
	2 (2) 茨城県との間における情報提供・共有について	P31 ～P32	健康づくり推進課 茨城県
	2 (3) 双方向のコミュニケーションの実施	P32	健康づくり推進課
第2 初動期	2 (1) 情報提供・共有について	P33	健康づくり推進課 広報戦略課 防災対策課
	2 (2) 茨城県との間における情報提供・共有について	P33	健康づくり推進課 茨城県
	2 (3) 双方向のコミュニケーションの実施	P33	健康づくり推進課
第3 対応期	2 (1) 情報提供・共有について	P34	健康づくり推進課 広報戦略課 防災対策課
	2 (2) 茨城県との間における情報提供・共有について	P34	健康づくり推進課 茨城県
	2 (3) 双方向のコミュニケーションの実施	P34	健康づくり推進課

## 第3節 まん延防止

区分	対策項目	ページ	担当課
第1 準備期	2(1) まん延防止対策への理解や準備の促進	P35	健康づくり推進課 高齢福祉課 障害福祉課 介護保険課 子ども施設課 学務課 茨城県
第2 初動期	2(1) 業務の継続	P36	防災対策課
	2(2) 地域での感染拡大防止策	P36	健康づくり推進課 総務課 市民課 高齢福祉課 障害福祉課 介護保険課 子ども施設課 商工振興課 学務課
第3 対応期	2(1) 地域での感染拡大防止策	P37	健康づくり推進課 高齢福祉課 障害福祉課 地域医療対策課 介護保険課 子ども施設課 商工振興課 学務課
	2(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置	P37	健康づくり推進課 高齢福祉課 障害福祉課 介護保険課 子ども施設課 商工振興課 学務課

## 第4節 ワクチン

区分	対策項目	ページ	担当課
第1 準備期	2(1) ワクチンの接種に必要な資材	P38	健康づくり推進課
	2(2) ワクチンの供給体制	P38	健康づくり推進課
	2(3) 接種体制の構築	P38 ～P41	健康づくり推進課 広報戦略課 デジタル推進課 人事課

				高齢福祉課 障害福祉課 地域医療対策課 介護保険課 商工振興課 学務課
第2 初動期	2 (1)	ワクチンの接種に必要な資材	P42	健康づくり推進課
	2 (2)	接種体制の構築	P42 ～P44	健康づくり推進課 デジタル推進課 人事課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 地域医療対策課 介護保険課 警防課 全庁 茨城県
第3 対応期	2 (1)	ワクチンや必要な資材の供給	P45	健康づくり推進課
	2 (2)	接種体制	P45 ～P48	健康づくり推進課 広報戦略課 人事課 高齢福祉課 障害福祉課 地域医療対策課 介護保険課

### 第5節 保健

区分	対策項目		ページ	担当課
第1 準備期	2 (1)	地域医療体制等の確認	P49	健康づくり推進課 地域医療対策課 警防課 茨城県
第2 初動期	2 (1)	地域医療体制等の確保	P49	健康づくり推進課 地域医療対策課 警防課 茨城県
第3 対応期	2 (1)	地域医療体制等の確保	P50	健康づくり推進課 地域医療対策課 茨城県
	2 (2)	健康観察及び生活支援	P50	健康づくり推進課

## 第6節 物資

区分	対策項目	ページ	担当課
第1 準備期	2(1) 感染症対策物資等の備蓄	P51	健康づくり推進課 防災対策課 警防課
第2 初動期	2(1) 個人防護具の配備	P51	健康づくり推進課 警防課
第3 対応期	2(1) 医薬品・医療資器材の確保	P52	健康づくり推進課 茨城県

## 第7節 市民生活及び地域経済の安定の確保

区分	対策項目	ページ	担当課
第1 準備期	2(1) 情報共有体制の整備	P53	健康づくり推進課
	2(2) 支援の実施に係る仕組みの整備	P53	健康づくり推進課 デジタル推進課
	2(3) 物資及び資材の備蓄	P53	健康づくり推進課
	2(4) 生活支援を要する者への支援等の準備	P53	健康づくり推進課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課
	2(5) 火葬体制の構築	P53	健康づくり推進課 環境推進課 市民課
第2 初動期	2(1) 事業者の対応	P54	商工振興課
	2(2) 遺体の火葬・安置	P54	環境推進課
第3 対応期	2(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応	P54 ～P55	健康づくり推進課 女性若者支援課 (消費生活センター) 福祉総務課 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 学務課
	2(2) 地域経済の安定の確保を対象とした対応	P55	商工振興課 上下水道部総務課
	2(3) 埋葬・火葬の特例等	P55 ～P56	環境推進課



## 日立市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行者：日立市

発行月：平成26年8月（改定 令和8年2月）

編集：日立市保健福祉部健康づくり推進課

日立市助川町1-15-15

電話 0294-21-3300

FAX 0294-27-2112

e-mail [kenko@city.hitachi.lg.jp](mailto:kenko@city.hitachi.lg.jp)